

性別による差別等の相談

女性、あるいは、男性であることを理由に不利益な扱いをされた等、性別による差別等により、人権が侵害された場合のご相談をお受けします。まずは、電話でご相談ください。

男女の人権相談 電話 045-862-5063

《受付時間》 木曜・日曜・年末年始を除く毎日 9:00～16:00

学校（職場、地域）で、自分の意に反して体を触られ、性的な関係を迫られた。断ったら、根も葉もない噂を流された。

セクシュアル・ハラスメントの被害を相談したら、「仕事を続けたいなら、そのぐらい我慢したら？」と言われた。

＜相談の一例＞

「女(男)だから・・・」と、補助的な仕事しかさせてもらえず、機会を与えてくれない。

公的なパンフレットに、「男性は仕事、女性は家事」といった性別に基づく固定観念にとらわれた表現がある。

育児（介護）休業の申請をしたら、上司から「なぜ男の君が取るのか。女の役目だろう」と言われた。

＜利用の流れ＞

- ①まずは、電話でお問い合わせ、ご相談ください。
- ②そのうえで相談申出を希望される場合は、裏面の「相談申出書」にご記入のうえ、郵送、持参、または、FAX で提出してください。（問い合わせ、相談のみの場合は、相談申出書の提出は不要です。）
- ③担当の専門相談員が、申出内容や解決に向けた希望等をお伺いします。
- ④専門相談員が対応について話し合います。
- ⑤必要に応じて、関係者の協力を得たうえで、調査を行います。また、必要に応じて、人権侵害の改善に向けた要請・指導を行います。

※相談申出は、横浜市内に住所を有する方、市内に在勤・在学する方が申し出ることができます。また、条例による年齢要件のほか、いくつかの要件がありますので、詳しくは電話でお問い合わせください。

【相談の流れ】

①電話による相談・問い合わせ

↓ 申出を希望する場合

②相談申出(相談申出書の提出)

③担当専門相談員との面談

④複数の専門相談員による検討

↓ 必要に応じて

⑤関係者への調査、要請・指導

【相談申出書提出先】

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1(男女共同参画センター横浜内)

男女の人権相談課

電話 045-862-5063 FAX 045-862-4811

相談申出書

平成 年 月 日	
(申出先)横浜市長	
〒	
住所	
(申出者)氏名	
生年月日 年 月 日	
電話番号 ()	
横浜市男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨 (解決したいこと)	
申出の内容 (紙面が足りない場合には、別紙で添付してください)	(①いつ ②どこで ③誰から ④どのようなことを)
他の機関への 相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない (相談している場合は、相談先名及び相談状況を具体的に記入してください)
備考	

(注意)1 市外にお住まいで、市内に在勤(在学)する方は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。

2 その他備考欄には、申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。

※申出書の書き方等、ご不明な点は、男女の人権相談にお問い合わせください。

※相談申出者及び関係者等から取得した個人情報は、男女の人権相談課が適切に管理し、当該申出についての対応以外に使用することはありません。

事務処理欄
<受付番号>